

記入例 3

退職以降の市民税・県民税・森林環境税を普通徴収（本人納付）にする場合

例) ・年税額37,000円の場合
 ・令和8年9月30日退職
 ・9月分まで徴収済

令和 8 年							令和 9 年					
6 月分			9 月分		10 月分		5 月分					
4,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

13,000円（特別徴収）

24,000円（普通徴収）

① (ア) 年税額：37,000円

② (イ) 徴収済額
 上段：6月から9月まで
 下段：13,000円

③ (ウ) 未徴収税額
 上段：10月から5月まで
 下段：24,000円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

山口市長宛 令和 年 月 日提出		〒753-8650 山口市亀山町2番1号	特別徴収義務者 指定番号 97123453
所在地 〒753-8650 山口市亀山町2番1号	氏名 亀山 商事	所属 人事部	担当 氏名 亀山 太郎
個人番号 1987654321098	電話番号 083-934-2735	給与 氏名 山口 市子 生年月日 T. 45 年 5 月 14 日 個人番号 123456789102 受給者番号 9876 1月1日現在の住所 山口市小郡下郷609番地 異動後の住所 同上	特別徴収税額 (年税額) 37,000 円 (イ) 徴収済額 6 月から 9 月まで 13,000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月から 5 月まで 24,000 円 異動年月日 R 8 年 9 月 30 日 異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. 住所異報 8. その他 [事由・理由]

④ 異動年月日
 : 退職や休職した年月日を記入

⑤ 異動の事由
 : 該当の事由を番号で記入

⑥ 異動後の未徴収税額の徴収方法
 : 3（普通徴収（本人納付））を記入

⑦ 普通徴収の理由を番号で記入
 [相続人代表]の欄は給与所得者が死亡退職した場合のみ記入

1 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 (新規) 法人番号 所在地 氏名又は名称 担当者 氏名 電話 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	新しい勤務先には、月割額 円を 月分 (月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう (連絡済) です。 1. 必要 2. 不要 記入 先行送付(月分 月 日送付済)
2 一括徴収の場合 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (月10日納入期限分) で 納入します。
3 普通徴収の場合 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ⇒ [相続人代表]住所 氏名 (続柄)	市記入欄 ※記入しないでください 旧年度 新年度